

緊急学習会!

## 生活保護基準引き下げにどう対抗するか

2018年10月1日から、厚生労働省は生活保護基準の更なる引き下げを開始しています。

度重なる生活保護費の削減により、生活保護利用者の生活は年々厳しさを増しており、特に今回の引き下げにおいては、単身世帯や母子世帯の引き下げ幅が大きく、最大5%、平均1.8%、年額160億円（国費ベース）もの削減になります。

そもそも、この引き下げの何が問題なのか。また、引き下げに不服があれば裁判をする前に都道府県知事に対する「審査請求」という不服申立手続をしなければなりません。具体的にどうすればいいのかについて解説します。

生活保護基準の引き下げに疑問や不満のある生活保護利用当事者、支援者の方々は、是非多数お集まりください。

### 講演「生活保護基準引き下げの問題点と審査請求のイロハ」

小久保 哲郎 弁護士（大阪弁護士会 貧困・生活再建問題対策本部事務局長）

日時 2018年10月30日（火）午後1時～

場所 大阪弁護士会館2階（大阪市北区西天満 1-12-5）

《事前申込不要・入場無料》

主催 大阪弁護士会（問合先：06-6364-1227）

### ●説明会と個別相談会も開催します●

講演終了後、同じ会場にて、引き続き「個別の相談会」を開催し、大阪弁護士会所属の弁護士が生活保護利用当事者の皆さんの相談に応じる予定です。

生活保護利用当事者の方は、

- ① 最新の保護決定通知書
- ② 印鑑

をご持参ください。

相談  
無料



#### 【交通手段】

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分